



R7 仰木中学校

きらきら仰木中（簡易版）

詳細版は学校 HP でご確認ください

〒520-0246 大津市仰木の里 5-1-1

TEL：077-574-3204 FAX：077-574-3206



保存用

学校目標

心豊かで主体的・意欲的に活動する生徒の育成
～生き生きとした明るい学校の創造～

めざす生徒像

- 「身につける」
確かな学力を身につけ、積極的に行動する生徒
- 「認め合う」
豊かな心を持ち、互いに認め合い励まし合う生徒
- 「やり抜く」
健やかな体を培い、たくましく、何事もやり抜く生徒

学校生活

《登校》

8：30には教室で出席確認
7：50～8：25を目安に登校しましょう。

8：30から朝読書
心を落ち着かせ、1日をスタートしよう。
注）漫画や雑誌は禁止です

《欠席連絡など》保護者の方が連絡をしてください。
アプリ（テトル）での連絡

アプリ（テトル）での連絡も可能です。登録については、
入学後にお伝えします。

電話での連絡
8：00～8：20にお願いします。

生活のきまり

《服装》

- 上）白ポロシャツ、指定のブレザー
※冬場はブレザーの下にセーター・ベストの着用可
- 下）指定のスラックス、スカート
※女子用スラックスもあります。
- 清楚な服装や髪型、身なりで過ごすようにしましょう。
- 通学は運動靴で、校内では上靴に履き替えます。

《持ち物》

- 学校に不必要なもの（お菓子・ゲーム・漫画・携帯電話など）は、
持ってこない。
- 貴重品は持ってこない。
- 必要で貴重品（お金やスマートフォンなど）を持ってくる時は、
朝の会で担任に預ける。
- 携帯電話をやめず持参する場合は、入学後に申請書を提出
してください。

《みなりの禁止》

- 髪色の染色・パーマなど
- ピアスやネックレスなどの装飾品

日課表

朝の会・朝読書	8:30 ～ 8:40
1校時	8:50 ～ 9:40
2校時	9:50 ～ 10:40
3校時	10:50 ～ 11:40
4校時	11:50 ～ 12:40
給食・昼休み	12:40 ～ 13:25
5校時	13:30 ～ 14:20
6校時	14:30 ～ 15:20
帰りの会	15:25 ～ 15:35
清掃	15:35 ～
一般下校	16:30

部活完全下校

（部活終了は15分前）

4月～10月秋季総体	17:30 (R6)
10月秋季総体～1月	17:00 (R6)
2月～3月	17:15 (R6)
特別日課の時	
3時間授業の時	15:00 (R6)
4時間授業の時	16:00 (R6)

部活動

《運動部》

陸上競技部
サッカー部
野球部
ソフトテニス部
ソフトボール部（女子）
バスケットボール部
バドミントン部
バレーボール部

部活休養日

- 平日1日
※原則水曜日
- 土日どちらか1日
※大会・練習試合を除く

《文化部》

吹奏楽部
美術部
科学部



学校ホームページの L-Gate から入
ることができます。

- L-Gate の ID とパスワード はマイクロ
ソフト 365 (MS365) と同じアカウ
ントです。
- ログイン ID とパスワード は、各自に配
布されますので、大切に保管してくだ
さい。

新1年生4月当初の提出書類

- ☐ 生徒指導票
- ☐ 預金口座振替申込書
- ☐ 緊急連絡カード
- ☐ 日本スポーツ振興センター加入同意書
- ☐ 保健調査票（小学校から継続使用）
- ☐ 運動器検診調査票（小学校から継続使用）
- ☐ 心臓検診票
- ☐ 1学期個別懇談会のお知らせ（日程調査用紙）

携帯・スマホによるトラブル

携帯電話・スマートフォンに関わるトラブルが増えてい
ます。家庭でも使い方についてのルールやフィルタリン
グの利用などを話し合ってください。

SNSの怖さ

- 知らない人と繋がり、事件や詐欺にまきこまれる危険
性がある
- 個人の特定や情報の漏洩
- 画像のグループ配信
- 文章では誤解を招くことがある

保健室の対応について

ケガの発生

保護者の方に連絡を取り、相談の上、病院受診をさ
せていただきますので、病院までお越しください。
場合によっては、救急搬送します。

休養の基準

- ①回復が見込まれる場合は休養し経過観察。
- ②休養は原則1時間（50分）。
- ③アレルギー等の観点から内服薬の提供はなし。

早退の基準

- 37.0℃以下 授業を受けながら経過観察
- 37.5℃以下 保健室にて休養
- 37.5℃以上 早退（場合によってお迎えを依頼）

給食について

- 給食費は指定口座からの引き落としとなります。
- 大津市内の小学校から進学された方は、継続口座とな
りますので手続きは不要です。
- 市外から進学された方は、「学校給食口座振替依頼書」
を、金融機関に提出が必要となります。

各書類の記入例は学校 HP の
MENU『きらきら仰木中』を
ご覧ください。

制服・体操服の販売

※入学前に、早めの採寸をお願いします。

- まるたや（本堅田3丁目） 573-0020
- 北国屋（アルプラザ堅田店）573-0016
- さいとうスポーツ（本堅田2丁目※体操服のみ）
572-0319

《上靴・体育館シューズ》

- シューズショップ サカイ（アルプラザ堅田店）
573-3789
など

保護者テトル登録

年度初めに登録案内を配布しますので、必ず登
録をお願いします。

- 不審者情報や変災時の休校
- 学校行事の延期や中止
- 学級閉鎖などの緊急連絡 など

日本スポーツ振興センター

年度初めに「災害共済給付制度（日本スポー
ツ振興センター）」に加入していただきますと、登
下校を含む学校管理下のケガは、医療費等の給
付の対象となります。申請等は養護教諭まで。

各種証明・学費口座

《学生運賃学割証》

学校 HP からダウンロードして、ご記入くだ
さい。発行には1週間程度かかりますので、余裕
をもって申請してください。

《学費等預金口座振替依頼書》
銀行窓口へ提出し、確認印を受けてから学校に
提出してください。

学校への電話連絡

4月～10月秋季総体	18:30
10月秋季総体～1月	18:00
2月～3月	18:30

- ※部活がない課業日 17:00
- ※長期休業期間 8:20～16:50
- ※完全下校後、概ね1時間後に応答メッセージ
による対応となります。

目次

- 01 [教育目標・教育課程](#)
- 02 [通知表の見方・評価](#)
- 03 [生活（学校生活・きまり・部活動）](#)
- 04 [入学までの諸準備](#)
- 05 [保健関係書類の提出](#)（記入例等）
- 06 [生徒指導票](#)（記入例等）
- 07 [学校諸経費](#)（記入例等）
- 08 [生徒会活動](#)

01 教育目標・教育課程

●学校教育目標

心豊かで主体的・意欲的に活動する生徒の育成

～生き生きとした明るい学校の創造～

めざす生徒像

- 「身につける」 … 確かな学力を身につけ、積極的に行動する生徒
- 「認め合う」 … 豊かな心を持ち、互いに認め合い励まし合う生徒
- 「やり抜く」 … 健やかな体を培い、たくましく何事もやり抜く生徒

●教育課程

【授業時数】

	各教科									道徳	特別活動	総合的な学習の時間	合計
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語				
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	35	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	35	1015

【総合的な学習の時間】 『共生』と『生命』

1年	2年	3年
・ ふるさと体験学習 (生命の学習) ・ 障がい者理解学習 ・ 進路学習	・ 職場体験学習 ・ 琵琶湖自然体験学習 (環境学習) ・ 生命の学習 ・ 進路学習	・ 修学旅行 ・ 人権学習 ・ 生命の学習 ・ 進路学習

●通知表の見方

通知表は、毎学期に学校での学習や生活の状況等をお家の方に連絡するものです。「学習の記録」欄だけにとらわれるのではなく、「特別の教科道徳の記録」、「特別活動の記録」、「総合的な学習の時間の記録」、「出席の状況」、などにより学校生活を振り返りましょう。

●評価の仕方

通知表の評価は、目標に準拠した評価（絶対評価）です。絶対評価とは、生徒が「各教科の目標にどれだけ近づいたか」「学んだ内容をどれだけ身に付けることができたか」の達成度の評価です。

『知識・技能』『思考力・判断力・表現力』『主体的に学習に取り組む態度』の3つの観点による評価が基本となります。中間や期末テストの点数だけでなく、ノート、レポート、作品、実技テストや授業の取り組み、提出物などのすべての学習活動を含めた評価となります。

① 観点別評価は、各教科の観点を基づいて下記の基準で評価をします。

- A** … 十分満足できると判断されるもの
- B** … おおむね満足できると判断されるもの
- C** … 努力を要すると判断されるもの

② 上記の観点別評価をまとめた教科の総括的な評価として、「評定」がつけられます。あらかじめ、目標に照らして下記の評価基準を定めています。

- 5** … 十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの
- 4** … 十分満足できると判断されるもの
- 3** … おおむね満足できると判断されるもの
- 2** … 努力を要すると判断されるもの
- 1** … 一層の努力を要すると判断されるもの

●学校生活

朝の会・朝読書	8:30 ～ 8:40
1校時	8:50 ～ 9:40
2校時	9:50 ～ 10:40
3校時	10:50 ～ 11:40
4校時	11:50 ～ 12:40
給食・昼休み	12:40 ～ 13:25
5校時	13:30 ～ 14:20
6校時	14:30 ～ 15:20
帰りの会	15:25 ～ 15:35
清掃	15:35 ～
一般下校	16:30
部活完全下校	
4月～10月秋季総体まで	17:30
10月秋季総体後～1月	17:00
2月～3月	17:15
特別日課の時	
3時間授業の時	15:00
4時間授業の時	16:00

・ 交通ルールを守り、通学路にしたがって安全に通学しよう。

・ 自転車での通学は禁止です。

・ 7時50分より早くに登校しないようにしましょう。

・ 8時30分には教室で着席し読書を始めよう。（10分前登校を心がけよう）

・ 登校後、校地外に出ることは禁止です。

・ 下校後は、立ち話や寄り道などをせず直ちに帰宅しよう。

《保護者の皆様へ》 欠席などされる場合は、保護者の方が連絡をしてください。

アプリ（テトル）連絡

アプリでの連絡も可能です。WEB サイトについては、入学後にお伝えします。

電話連絡

8：00～8：20をお願いします。

来校について 万一、車で来校された場合は、学校敷地内での事故に気を付けてください。

【忌引きの日数目安】

亡くなられた方	父母	祖父母	兄弟姉妹	おじ・おば
日数	7日	3日	3日	1日

【インフルエンザによる出席停止期間】

学校保健安全法では…

『発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで』

を出席停止期間としています。ただし、病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではありません。

※詳しくは、学校HPの早見表をご覧ください。

【新型コロナウイルスによる出席停止期間】

『発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで』

●生活のきまり

仰木中学校の生徒としての誇りをもち、明るく健康で安全な学校生活を送るために、規則をしっかりと守りましょう。

①みなり — 清楚な服装や頭髪、みなりで過ごそう。

➤服装

- ・指定のブレザー・ズボン・スカート、白のポロシャツを季節に合わせ着用しよう。
また、冬季の防寒用衣類として、セーター、カーディガン等は、ブレザーの下に着込むようにします。
- ・学校敷地内では、名札をつけます。
- ・コートやウィンドブレーカー等、登下校時の防寒着は機能的なものを着用しよう。
- ・靴下・ハイソックスを着用しよう。

➤靴

- ・通学用の靴は、運動靴とします。
- ・上靴、体育館シューズは学校指定のものとし併用は禁止。
- ・体育館シューズは袋に入れよう。＊フルネームで名前の記入をお願いします。

➤頭髪

- ・染色・パーマなどの加工は禁止です。

➤その他

- ・ピアスやネックレスなどの装飾品は禁止です。

②所持品

- ・4月当初に発行される身分証明書を携行しよう。
- ・貴重品は持ってこない。
- ・金銭は持参しない。やむを得ず持参した時は、朝の会で担任の先生に預けよう。
- ・学習に不必要なものは持ってこない。

(スマートフォン・携帯電話・玩具・ゲーム類、マンガ・雑誌、お菓子類等 など)

やむをえず持参する場合は、入学後に申請書を提出してもらいます。

「スマートフォン等による事故防止」についてのお願い

ここ数年、県内ではスマートフォンをめぐるトラブルや事件に巻き込まれるケースが多発しています。本校でもスマートフォンからの迷惑メールやSNSへの書き込みやオンラインゲームなどで、トラブルも起きています。また、トラブルとしては表に出てきていないけれど、保護者が気づかない中で、思わぬ範囲まで交友関係が広まっていることもあります。

※保護者の方で十分にご指導をお願いします。

- 学校には、スマートフォン等を持たせないでください。
- スマートフォンの使用は便利である反面、事件やトラブルに巻き込まれる危険性があります。
- 使用する際の時間や場所、マナーをしっかりと守るようご指導ください。
- 動画サイトへの投稿やSNSでの画像などの流出は大きなトラブルにつながります。

器物（ガラス等）の破損について

学校の器物（ガラス等）の破損は、大津市により修繕されます。しかし、予算にも限度があり、公共物を大切にすること意識の高揚を図るためにも、故意であったり、重大な過失の場合は、弁済措置をとっております。万一、お子さんが器物（ガラス等）を破損された場合、本人から事情を聞きとり、指導すると共に「破損届け」を持ち帰らせることでお知らせしています。家庭で、必要事項を記入の上翌日提出してもらいますよう、よろしくお願いします。

なお、校舎内外でのふざけ合いなどが原因でガラス破損が起こり、特殊なガラスの場合高額のガラス（十数万円）の実費弁償をお願いしたこともあります。保護者の皆様には大変大きな負担となることから、ご心配な場合は、物損保障の保険に加入しておいていただくことをお勧めします。

警察と学校との「連絡制度」について

児童生徒の健全育成について努力しているところですが、複雑多様化している非行問題への対応が学校のみならず、社会全体で、重要かつ緊急の課題となっております。特に、携帯電話所持率が高くなるにつれ、学校の枠を超えた交友関係が生まれ、活動範囲が広がり、学校だけで把握できる範囲を遥かに超え、重大な問題行動・犯罪行為につながっております。しかし、把握できないことを理由に目をつむってしまうことは、児童生徒の健全育成につながらないばかりでなく、規範意識の低下「分からなければ何をしてもよい」といった意識を生み出すことにつながってしまうおそれもあります。

このことから、教育委員会および学校は、下記のような内容の「連絡制度」をとっています。この制度に基づき、滋賀県警は、平成15年（2003年）1月1日から警察が取り扱った県下全ての小中学校、高等学校等児童生徒の問題行動の概要について、当該生徒の在籍する学校へ連絡することになりました。本校としても、この制度による情報について内容を確認の上、生徒の健全育成を目指し、他の問題行動の場合と同様に特別指導も含めた指導をしていきたいと考えております。

つきましては、この制度の趣旨をご理解の上、ご協力よろしくお願いいたします。

1. 目的 児童生徒の健全育成、再犯防止

2. 連絡対象となる問題行動

警察が、問題行動の重大性や児童生徒の状況等を総合的に判断し、学校と連携して継続的な指導が必要と認めているもので、次に該当するものを対象とする。

- ・逮捕したり「大津・高島子ども家庭相談センター」へ通告した場合
- ・補導などによる、度重なる指導でも改善がみられない場合や、グループによるものなど、学校との連携による指導が適切と認められる場合

3. 指導方法

連絡内容について本人（保護者）から確認した上で、従来の学校で把握していた問題行動の場合と同様に校則に照らし合わせて指導する。

●入学のための諸準備について

①教科書、ノート等について

- 教科書は入学後配布します。(無償です)
- 授業で使うノートや辞書、その他学習に必要なものについては、入学後各教科の先生から連絡します。急いで買わないようにしてください。

***教科書を紛失した場合**

扶桑〔ふそう〕書店（平和堂アルプラザ堅田2階 TEL 573-3746）で購入してください。学校への連絡は不要です。(有料となります)

②制服・体操服について

- 制服・体操服はメーカーが各販売店に卸しています。入学式までに各自で準備してください。
- 間際になるとサイズ切れの可能性があります、1か月余りの期間が必要になるので、お早めに採寸をお願いします。
- 販売店は「きらきら仰木中【簡易版】」にも掲載しています。

制服・体操服の販売**※入学前に、早めの採寸をお願いします。**

- まるたや（本堅田3丁目） 573-0020
- 北国屋（アルプラザ堅田店） 573-0016
- さいとうスポーツ（本堅田2丁目 **※体操服のみ**） 572-0319

上靴・体育館シューズの販売

- シューズショップ サカイ（アルプラザ堅田店） 573-3789

など

※上靴は白青をお願いします。学年による色分けはありません。

●保健関係の提出書類について

年度当初に、健康診断に必要な書類やスポーツ振興センターへの加入手続きなど保健関係書類の記入と提出をお願いしています。

① 緊急連絡カード

学校での救急体制(連絡)の手だてとして使用します。保護者の連絡先(昼間に連絡が可能な携帯電話やお勤め先等)やかかりつけ医師・病院を明確にしておくことで、事故発生時によりスムーズな救急体制をとることができます。年度途中に変更された場合、担任を通じてご連絡ください。

② 日本スポーツ振興センター加入同意書

学校管理下だけがをした場合等、その治療費やお見舞い金が給付される制度です。詳しいシステムや掛金については、ページをお進みください。

③ 保健調査票 ※小学校より返却

保健調査票は、お子様の健康状態を把握し、健康管理・保健指導に役立てるものです。小学校で使用していたものを引き続き使用します。中1の欄に、現在の健康状態や気になることを追記してください。

④ 運動器検診調査票 ※小学校より返却

運動器検診で活用します。運動の過不足による障害を早期にチェックし、将来にわたって健康を守ることを目的としています。調査票は小学校で使用していたものを引き続き使用します。春休みの間に、保護者の方と一緒にお子様の様子を確認し、中1の欄に追記してください。

⑤ 心臓検診票

心電図検査に使用します。保護者の方で正確にご記入ください。記入者欄には、記入された方の名前をご記入ください。ただし、身長・体重の欄は、4月の身体測定の結果を学校で記入しますので、空欄のままご提出ください。

① 緊急連絡カード

緊急連絡カード

大津市立仰木中学校

このカードは生徒の緊急時に必要となる大切な書類です。

3年間を通じて使用しますので正確に記入してください。なお、1年に一回(4月)確認してください。

ふりがな	おおぎ いちろう	1年組番	2年組番	3年組番	
生徒名	仰木 一郎	ふりがな	おおぎ たろう		
生年月日	平成 〇年 〇月 〇日	保護者名	仰木 太郎		
住所	大津市仰木の里5-1-1	緊急連絡先 (優先順位があれば番号を記入)	続柄(母①) 090-0000-0000		
電話番号(自宅)	077-574-3204		続柄(父②) 090-0000-0000		
保険証	有・無		続柄(祖母③) 077-574-1111		
在学中の兄弟姉妹	〇年		(母勤務先〇〇店) 000-000-0000		
			(父勤務先〇〇会社) 000-000-0000		
☆受診時留意点(既往症・薬物アレルギー等) ・生卵、そばアレルギー ・QT延長 ・貧血をよく起こす ・喘息		かかりつけの病院名・医師名			
		外科	●●整形外科	TEL	000-0000
		内科	◎◎内科医	TEL	000-0000
		歯科	△△歯科	TEL	000-0000
		眼科	□□眼科	TEL	000-0000
		耳鼻科	◆◆耳鼻科	TEL	000-0000

1. 年度途中に変更があった場合は、担任を通じてご連絡ください。

2. このカードは、事故発生時の緊急連絡用としてのみ利用します。

② 日本スポーツ振興センター加入同意書

同意書

大津市教育委員会 様

大津市立 仰木中 学校

1年1組 氏名 仰木 一郎

貴教育委員会が、独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記生徒が加入することに同意いたします。

〇〇年 4月 1日

保護者又は後見人氏名 仰木 太郎

氏名

1

1	中2	中3
---	----	----

中1	中2	中3
----	----	----

[illegible]

	1	2	3
1	1	2	3
2	2	4	6
3	3	6	9

「なし」

入してください。
記入してください。

「なし」

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

大津市教育委員会

御入学おめでとうございます。

大津市教育委員会では大津市立 学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、任意となっていますが、加入に同意くださる方は、別紙の同意書に御記入の上、学校へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、令和6年1月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

※災害共済給付契約について、今回の提出いただきました同意書により、在学中は自動更新となります。

記

1 給付の種類と内容 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

災害の種類	災害の範囲		給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの		医療費
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)		障害見舞金 4,000万円～88万円 (通学中の災害の場合 2,000万円～44万円)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000万円 (通学中の災害 1,500万円)
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円 (通学中の災害 1,500万円)
		運動などの行為と関連のない突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円 (通学中の災害も同額)

※ 傷害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

2 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことがあります。
- ④ 他の法令の規定による給付(例：ひとり親家庭医療費助成制度・子ども医療費助成)等を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

* これは独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

3 共済掛金（年額）予定

保護者等負担額 5 5 2 円（大津市教育委員会負担額 3 8 3 円）※負担金額は年額です。

※災害共済給付制度の詳細については、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページをご確認ください

06

生徒指導票

生徒指導票					楷書で記入してください。	
ふりがな	おおつ たちゅう	生年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (西暦 〇〇〇〇 年)	別紙「個人情報取り扱いについて」 (第三者への提供) ☒ 同意します ☐ 同意しません		
生徒名	大津 太郎	性別	男	チエリを入れてください		
ふりがな	おおつ たちゅう					
保護者名	大津 一郎					
現住所	〒 520-0246 大津市 仰木の里五丁目1番1号 仰木マインジョン101号室					
連絡方法	電話番号 (077) 574 - 3204	緊急時 連絡先	連絡先電話(父) 090-1234-5678 連絡先電話(母) 090-9876-5432 留守の時の連絡 077-574-9876 (祖母)			
家族構成	名 前	本人との 関係	備考(在学中 は学年)	マインジョン名、部屋番号を記入		
	大津 一郎	父				
	大津 愛子	母				
	大津 健一	兄	仰木中 3年1組			
	大津 太郎	本人				
	大津 花子	妹	仰木の里小 5年			
健康保険証の有無		(有) ・ (無)				
自宅付近の略図						
通学路の記入ではなく、担任等が家庭訪問をさせていた だく際、迷わないような地図をお願いします。 インターネットなどで検索した地図を貼っていたら、 その地図上に目印を記入していただいてもかまいません。						

片道所要時間 (10 分)

生徒名		大津 太郎	
令和〇〇 年 4 月 〇〇 日		〇〇〇 小学校より入学 中学校より転入	
学年	1	2	3
組	組	組	組
担任名	〇〇 〇〇	記入してください。	
部活動	記入していただく必要はありません。		
特 技			
趣 味			
友 人	可能な限り記入をお願いします。		

備考

学校にお知らせいただく内容があれば、記入をお願いします。
なければ結構です。

例) 〇2歳〜7歳まで海外(中国)で生活をする。
〇7月に転居の予定。
〇クラチーム △△△△に所属。(所属する予定)

●学校諸経費について ～保護者に負担していただくお金～

本校では、学校諸経費として学年費、生徒会費を金融機関口座振替にて集金しています。各金額は月額で設定しておりますが、引き落としは年間総額を4分割にして実施します。（一部異なるものもあります）

詳細は新年度の集金の予算により5月中旬頃に別途連絡させていただきます。

《参考》 1年生の学校集金額

学年費：24,800円

生徒会費：1,350円

健康センター掛金：552円

➤諸費の振替基準日

	第1回	第2回	第3回	第4回
振替日	6月	7月	10月	11月

＊学年教材費等に加え、諸経費（金融機関の口座引落手数料、口座振込手数料、インターネットバンキング利用等）が必要となります。

＊PTA会員の方は、年間3,000円を、兄弟姉妹のある場合は、兄弟の学年で口座から引き落としされます。

➤口座振替までの手続き

(1) 指定銀行で口座を開設してください。

（指定銀行に口座をお持ちの方は、その口座をご利用ください）

＊指定銀行：滋賀銀行、関西みらい銀行、京都信用金庫、レーク大津農業協同組合

(2) 「学費等預金口座振替依頼書」「預金口座振替申込書」に必要事項を記入・押印の上、銀行窓口に出し、口座の確認を受けてください。

(3) 返却された「預金口座振替申込書」（右半分）を入学式の日担任に提出してください。

➤「学費等預金口座振替依頼書」「預金口座申込書」の記入上の注意事項

(1) 預金者名（口座名義）右横の「お届出印」の欄は、預金口座の金融機関への届出印をはっきりと押してください。

(2) 訂正する場合は二重線を引いて、金融機関の届出印を押してください。

※ご登録いただきました口座について、解約、名義変更をされる場合は、**事前に**申し出ていただきますようお願い申し上げます。

※学校からの返金、給付金等はこの口座に振り込みます。別の口座をご希望の場合は、事務室までご連絡ください。

PTAについて

PTAへの入退会は任意です。途中入退会も可能です。個人情報の取り扱いについても、同意をお願いします。詳しくは、入学説明会で説明します。

《 記 入 例 》

学 費 等 預 金 口 座 振 替 依 頼 書

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

(※ 取扱金融機関) 滋賀銀行 ・ 関西みらい銀行 ・ 京都信用金庫 ・ ミレノバ・大津 御中

私が、下記学校に支払うべき学費等を私名義の下記預金口座から、預金口座振替によって支払うこととしていたのので、下記事項を確約のうえ依頼します。

学校名	大津市立仰木中学校			金融機関のお届け印
預金者名 (口座名義)	フリガナ オオギ タロウ 仰木 太郎			(印)
指定預金口座	金融機関名	支 店 名	預金種目・口座番号	
	銀行 滋賀 農協 信用金庫 仰木 雄孝	支 店 支 所 出張所 代理店	1. 普通 2. 当座 1 2 3 4 5 6	
支払日	学校が指定する日	支払金額	学校が指定する金額	
振替開始時期	学校が指定する年月日	振替種目	学校が指定する学費等徴収金	

記

1. 預金の支払い手続きについては、当座勘定規定、普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、当座小切手の振出または総合口座通帳、普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出をいたしませんから、貴行所定の方法で処理して下さい。
2. 指定預金口座の残高が振替日において、学校の請求する金額に満たないときは、私に通知することなくその旨学校へ連絡されて異議ありません。
3. 振替のつと、貴行からの領収書の発行および振替済の通知等は省略されても異議ありません。
4. この預金口座振替契約は貴行が必要と認めた場合には、通知することなく解約されても異議ありません。
5. 学年・組等が変更になった場合は、当依頼書の記載内容にかかわらず、学校より報告される学年・組等によって処理されても異議ありません。
6. この取扱についてかりに紛議が生じても貴行には迷惑をかけません。

【金融機関使用欄】

取扱い年月日 年 月 日

(取りまどめ店名)

(不備返却事項)

1. 預金取引なし 3. 印鑑相違

2. 記載事項等相違 4. その他 ()

(店名、預金種目、口座番号、口座名義)

検印	印鑑照合	受付
----	------	----

預 金 口 座 振 替 申 込 書

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

大津市立仰木中学校長 様

預金者名 (口座名義)	フリガナ オオギ タロウ 仰木 太郎			預金種目・口座番号
指定預金口座	金融機関名	支 店 名	1. 普通 2. 当座 1 2 3 4 5 6	
	銀行 滋賀 農協 信用金庫 仰木 雄孝	支 店 支 所 出張所 代理店		
支払日	学校が指定する日	支払金額	学校が指定する金額	
振替開始時期	学校が指定する年月日	振替種目	学校が指定する学費等徴収金	
生徒の学年・組	学年 組	生徒の氏名	フリガナ オオギ タロウ 仰木 一郎	

・私は、学費等徴収金を上記の預金口座振替によって支払います。

保護者名 仰木 一郎

【金融機関確認欄】

出 納

金融機関名(支店名) 滋賀 仰木雄孝

【 保護者 → 金融機関 → 保護者 → 学校 】

記入について

1. 取扱金融機関に○印をしてください。
2. 登録口座について記入・押印してください。
 - (1)金融機関名・銀行コード
 - (2)支店名・支店コード(店番)
 - (3)貯金種目
 - (4)口座番号
 - (5)口座名義
 - (6)金融機関への届出印
3. 生徒の学年・組・氏名をご記入ください。

※ 訂正する場合は、二重線で消して、金融機関の届出印を押してください。

(例) 仰木 ~~雄孝~~ 太郎

記入後は、金融機関へ提出してください。
右半分を返却されますので、入学式の日に
担任へ提出してください。

金融機関の確認印を必ずもらってください

●生徒会活動

(1) 生徒会活動とは

「生徒会」とは、仰木中学校の生徒全員が所属する組織です。ですから、生徒会活動とは、仰木中学校の生徒全体で取り組む活動です。その活動がスムーズに運営していけるようとりまとめているのが、生徒会長をはじめとする生徒会本部と執行委員の人たちです。通称「本部・執行部」と呼ばれるメンバーが、生徒会行事・委員会活動等の企画・運営を担当します。

(2) 委員会活動

現在、学級代表委員会と、8種の常置委員会（安全生活、環境、体育、健康、情報、図書、美化、文化）の合わせて9種の委員会活動があります。毎月1回の委員会を中心に、みんなが参加して、学校のために取り組みます。

●仰木中学校生徒会規約（2019年10月改定）

第1章 総則

第1条 本会は、仰木中学校生徒会（以下、本会という）と呼びます。

第2条 本会は、仰木中学校全生徒をもって構成し、事務局は仰木中学校におきます。

第3条 本会は、次のことがらを目的にします。

1. 学校生活を明朗かつ充実したものにする
2. 自治活動を通じて責任を分かち合い、生徒の団結と協調を図ること
3. よい校風を樹立し愛校心を高めること
4. 生徒ひとりひとりがそれぞれの個性を尊重し、互いに認め合い、努力すること

第4条 本会は、その目的を達成するために、先生の適切な指導と助言、学校長の承認のもとに次の事業を行います。

1. 本会活動の進展及び運営
2. 学校行事への協力、参加
3. 本会各種委員会活動
4. 本会各種集会の開催
5. 学校内外の生活規律に関すること
6. 部活動への協力
7. その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 組織及び運営

第1節 組織

第5条 本会には、次の役員をおき、別表1の通り組織します。

1. 本部役員（会長、副会長、書記、事務局長）、執行委員、専門委員
2. 学級代表委員
3. 選挙管理委員

第6条 本会の役員の任期は次の通りとします。

1. 学級より選出される役員は2期制とします。
前期 4月～10月、後期 11月～3月
但し、特別委員会の任期は必要に応じて定められた定期間とします。
2. 本部役員・執行委員は役員選挙・執行委員決定後から、次期組織が決定するまでの1か年間とします。

第2節 総会

第7条 総会は本会最高の決議機関であり、次の事項について審議し議決をしなければなりません。

1. 本会の活動方針に関すること
2. 本会の会計に関すること

第8条 総会は次の事項について審議し議決をすることができます。

1. 役員の信任、及び不信任に関すること
2. 規約の改正に関すること
3. その他全体に関する重要なこと

第9条 総会は、会長がその議題を明らかにして、招集します。

第10条 定期総会は、毎年1回、年度当初に開催します。

第11条 臨時総会は、次の事項に該当するとき開催されます。その議長は、出席者の同意を得て、会長が委嘱します。

1. 会長が必要と認めたとき
2. 学級代表委員会が必要と認めたとき
3. 全会員の五分の一が、署名をもって要求したとき

第12条 総会の定足数は、全会員の三分の二以上とし、その議決は、出席者の三分の二以上の賛成をもって可決します。

第3節 学級代表委員会

第13条 学級代表委員会は総会に次ぐ議決機関であり、次の事項について審議し議決することができます。

1. 執行委員会からの提案事項
2. 学年及び、学級からの提案事項
3. 総会により付託された事項
4. その他必要な事項

第14条 学級代表委員会は、各学級において選出された、男女各1名の学級代表委員によって構成します。

第 15 条 学級代表委員会の招集は会長が行います。

第 16 条 学級代表委員会は必要に応じ、会長・副会長・書記・事務局長・執行委員、及び議案提案者を呼んで、説明を求めることができます。

第 17 条 学級代表委員会は、その構成員の三分の二以上をもって定足数とし、出席者の三分の二以上賛成を得て可決できます。

第 18 条 学級代表委員会の書記は、本部役員会の中の、担当する 2 名がこれにあたります。

第 4 節 本部役員（会長・副会長・書記・事務局長）

第 19 条 会長は、副会長・書記・事務局長とともに本部役員会を組織し、また本会を代表し、本会の運営の中心となります。

第 20 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時は、その仕事を代って行います。

第 21 条 書記は、本部役員会や執行委員会等の会議の記録・進行等を行います。

第 22 条 事務局長は、本部役員会の運営を補佐します。

第 23 条 会長は候補者中より、投票によって、1 名選出します。副会長は候補者中より 1 名は高学年、1 名は低学年から投票により選出します。

第 5 節 執行委員会

第 24 条 執行委員会は、本会の諸事業について、企画・立案・執行の仕事をするとともに、共同して、専門委員会などの活動が活発になるためにはたります。

第 25 条 執行委員会は、会長より委嘱をうけた執行委員と、会長・副会長・書記・事務局長によって構成し、その長は会長にあたります。

第 6 節 専門委員会

第 26 条 専門委員会は、それぞれの分野で、本会の目的を達成するため、事業を行う機関として、学級代表委員会の決定により設置します。

第 27 条 専門委員会の種類は年度を通して設置する常置委員会と、必要に応じ一定期間だけ設置する特別委員会の 2 種類とします。

第 28 条 常置委員会は、各学級代表と担当の執行委員から構成し、その長は執行委員がこれにあたります。

第 29 条 特別委員会は、各学級代表と執行委員数人、及び会長より委嘱された者をもって構成し、その長は会長が任命します。

第 7 節 その他の委員会等

第 30 条 本部役員を決定するための選挙は選挙管理委員会が司ります。

第 31 条 選挙管理委員会は、各学級で選出し、役員の選出のための選挙管理、及び諸署名の審査を任務とします。その長は、構成員の話し合いによって決め、その招集はその長が行うものとしますが、長不在の時は会長が行います。

第 32 条 本会の中に、次の組織をおきます。

1. 学年委員会は、学年に関する事業等を企画・執行するとともに学級間の連絡調整を行います。
2. 部活動代表会は、各部活動の連絡調整を行います。

第3章 会計

第33条 本会の資産は次のものからなります。

1. 諸帳簿
2. 会費
3. 事業から生じる収入
4. 寄附金品、並びに補助金品
5. その他の収入及び生徒会の備品

第34条 本会の経費は第33条各項より生じる金品によりまかないます。

第35条 本会の予算は、毎年度当初、執行委員の提案により、総会で決定します。

第36条 本会の決算は、翌年度当初の総会に提出し、承認を受けなければなりません。

第37条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月末日までとします。

第4章 補則

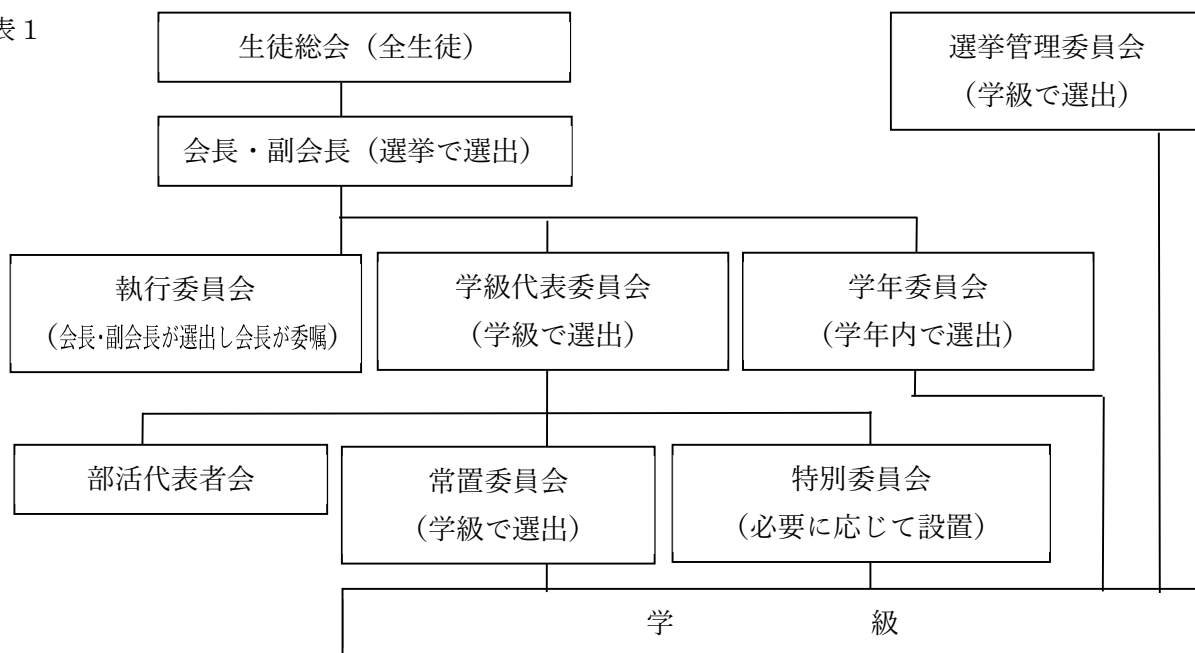
第38条 この規約は、学級代表委員会で審議の上、総会の議決をもって改正することができます。

第39条 本会の象徴として、別表2の生徒会旗を使用します。

付 則

2010年6月4日全面改定 2010年11月1日施行 2012年10月23日施行

別表1



別表2

